

札幌市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

平成15年9月30日 保健福祉局理事決裁

最近改正 平成23年11月7日

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法第21条に基づき、札幌市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため札幌市次世代育成支援対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 推進協議会に座長1人、副座長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別な事項を協議するため必要があるときは、推進協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者、推進協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別な事項に係る調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、必要の都度座長が召集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 座長が必要と認めるときは、推進協議会に専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、座長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長1人、副部会長1人を置き、当該専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

(謝礼)

第8条 協議会又は専門部会の会議に出席した委員に対し、日額12,500円の謝礼を支給する。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、子ども未来局子ども育成部子ども企画課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、推進協議会において定める。

附則

この要綱は、平成15年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年11月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年11月7日から施行する。